

岡山市仁愛館警備業務委託仕様書

この仕様書は、母子生活支援施設「岡山市仁愛館」（以下「本施設」という。）の警備業務の概要を示すものであり、この仕様書によるものの他、この仕様書に明記されていない詳細な事項について、委託者（以下「甲」という。）が必要と認めた作業について、受託者（以下「乙」という。）は乙の責任と判断により適正に実施するものとする。

1 目的

夜間・休日において警備を行うことにより、本施設及び敷地内における火災、不審者、侵入者による人身被害、事故及び災害の未然防止を図り、施設、設備、器具などの異常発見に務め、本施設入所者の安全で安心な生活環境の維持向上を図ることを目的とする。

2 履行場所

岡山市仁愛館（岡山市北区） ※ 本施設の所在地は非公開

【施設概要】

施設種別	母子生活支援施設
目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。（児童福祉法第38条）また、DV被害者の一時保護施設としても位置付けられている。
建物	南棟（本館） 北棟（別館）
敷地面積	887.22 m ²

建物

名称	建築年度	経過年数	構造	階数	延床面積（m ³ ）	居室
南館（本館）	S60	41	鉄筋コンクリート造	3	629.24	7室
北館（別館）	R6	2	鉄筋コンクリート造	5	520.56	7室

※ 本施設では、現在14世帯以内で、母子世帯が常時生活をしている。

3 委託期間

- (1) 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日
- (2) 履行準備期間 契約締結日から令和8年3月31日
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日

4 契約の種類

本契約は、「岡山市長期継続契約を締結することのできる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。

翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、この契約を解除する。

5 警備時間・警備業務に従事する者（以下、「警備員」という。）の配置数

(1) 勤務時間

次のとおりとする。但し、労働基準法等に基づき、必要な休憩等の時間を甲乙協議の上設定する。

① 夜間警備（履行期間内の全日1,096日）

委託業務履行期間全日について、午後9時から翌日午前8時まで。

ただし、休憩時間1時間及び仮眠時間4時間（おおむね午前1時～午前5時）を含む。

仮眠時は、指定する館内の休憩スペースにおいて待機し、緊急時対応を行うこと。

また、午後8時55分～午後9時、午前7時55分～午前8時5分を業務引継ぎ時間とする。

なお、令和11年3月31日は、24時をもって業務を完了する。

② 休日警備（履行期間内の214日）

日曜日及び祝日・休日並びに12月29日から翌年1月3日の午前8時から午後9時
但し、1時間の休憩を2回、計2時間を含む。

(2) 警備員数

- ① 夜間警備 常時1名以上
- ② 休日警備 常時1名以上

(3) その他

- ① 交代時においては、定められた方法により引継ぎを十分行うこと。
- ② 警備業務開始時には、本施設職員から引継ぎを受け、終了時には本施設職員への引継ぎを定められた方法により行うこと。

- ③ 緊急時対応の際は、臨機応変に対応すること。
- ④ 令和8年4月1日の夜間警備においては、午前0時から令和8年度受託業者が警備に従事する。

6 警備員の条件及び経歴書、勤務予定表等

(1) 警備員の資格及び条件

警備業務経験年数1年以上の者であること。

母子生活支援施設についての理解を持ち、入所者に礼儀正しく、懇切丁寧に対応できる者であること。

(2) 経歴書

乙は、全ての警備員の経歴等を掲載した、顔写真入りの経歴書を、履行準備期間に甲へ提出し、承認を得ること。

(3) 警備員の勤務予定表

乙は、警備員の1か月の勤務予定表を、前月25日（25日が休日の場合は、その前日）までに甲に届出すること。勤務予定に変更する場合は、勤務日の前日までに変更内容を届出し、甲の承諾を得ること。

(4) その他

甲は、警備員を業務上不適格があると認めたときは、乙に対して当該警備員の交代を申出ることができる。この場合、乙は速やかに当該警備員の交代等必要な措置をとらなければならない。

7 履行準備期間

乙は契約締結後、履行準備期間において次の業務を行い、令和8年4月1日からの警備業務が滞りなく実施できるようにすること。

(1) 令和7年度受託業者（以下「前年度業者」という。）との業務引継ぎ

乙は契約締結後、速やかに前年度業者から業務引継ぎを受けること。

なお、引継ぎに係る費用は前年度業者が負担することとしており、前年度業者が委託期間中に作成・使用したマニュアル等については、無償で提供することとしている。

(2) 警備マニュアルの作成

前項で実施した引継ぎ内容をもとに、前年度の警備マニュアルを見直し、令和8年度警備マニュアルを作成し、履行準備期間内に甲の承認を得ること。警備マニュアルには、警備日誌、引継書等必要な様式を含む。

(3) 本施設の確認

乙は警備マニュアルの作成にあたって、甲と協議の上、本施設の現況を確認すること。

(4) 警備員研修

乙は、履行準備期間に警備員への研修を実施すること。研修内容等について計画書を提出し、事前に甲の承認を得ること。なお、母子生活支援施設についての理解を深める研修については、甲からの説明時間（2時間程度）を含めること。また、新たに警備業務に従事する警備員についても同様の研修を実施すること。

(5) 警備員の経歴書及び勤務予定表の提出

① 乙は、全ての警備員の経歴及び資格等を掲載した、顔写真入りの経歴書を、履行準備期間に甲へ提出し、承認を得ること。

② 乙は、警備員の令和8年4月の勤務予定表を作成し、履行準備期間内に甲へ提出し、承認を得ること。

8 業務内容

(1) 安全管理

- ① 入所者の入出時間の確認・管理（夜間・休日）
- ② 不審者の侵入、徘徊などの行為の防止
- ③ 入所者の危険な行為の注意
- ④ 入所者の無断外出等の制止
- ⑤ 施設、設備等の破損、汚損、ゴミの不法投棄などの防止
- ⑥ 定められた場所以外への自動車・自転車の駐車、駐輪の防止及び注意
- ⑦ その他本施設の秩序を乱し、入所者の安全を脅かす行為の防止

(2) 災害等の防止及び通報業務

- ① 不審者の侵入及び徘徊の早期発見・退出誘導に努め、必要に応じて110番通報し、入所者の安全誘導を行い、施設管理者へ連絡する。
- ② 本施設内外の火災の早期発見に努め、必要に応じて119番通報し、入所者の安全誘導を行い、施設管理者へ連絡する。
- ③ 入所者の急病・怪我等の事案発生時には緊急対応措置を行い、必要に応じて119番通報し、施設管理者へ連絡する。
- ④ 非常通報装置の点灯時には、異常個所の特定を行い、入所者の安全誘導を行い、施設管理者へ連絡する。
- ⑤ その他、通常とは異なる物音や気配へ注意を払い、発見時は適切な対応に努める。

(3) 内外巡回

施設内外を定時巡回監視し火災、盗難、不審者の侵入予防等の警戒を行う。

また、それ以外に必要なに応じて不定期に巡回監視する。

- ① 巡回回数・時間

夜間警備・休日警備ともに警備時間中、本施設内、敷地内等を原則として4回程度巡回することとし、巡回時間については、甲と協議して決定すること。

② 巡回中の留意点

- ア 火災，盗難，災害等の事故防止
- イ 不審者の侵入・徘徊監視，退出の誘導
- ウ 必要施錠箇所の施錠及び施錠確認
- エ 照明器具等の消灯・点灯及びその確認
- オ 施錠，設備，器具等の異常事態の早期発見，措置
- カ 禁止行為，危険行為，秩序を乱す行為等の防止

(4) 出入口等の開閉

入所者通用門を午前7時に開錠し，午後9時に施錠する。(時間は変更になる場合がある。)

(5) その他

- ① 遺失物，拾得物等の保管
- ② 設備・機器の監視及び異常発生時の緊急措置
- ③ 緊急に連絡する事項がある場合，別に定める甲の緊急連絡先に連絡し，指示を仰ぐこと。
- ④ 電話の受信記録
電話は受信記録のみを作成し，入所者への取次ぎは行わない。また電話での問い合わせには回答しない。
- ⑤ 休日は，入所者の外出，帰宅の視認及び休日帰宅確認表での確認及び記録を行う。
- ⑥ 入所者の帰所が確認できない場合には，ただちに施設管理者へ連絡する。
- ⑦ 休日の事務室・廊下等の換気
- ⑧ 休日の外灯の消灯及び点灯
- ⑨ 休日の新聞の取り込み

(6) 警備日誌による報告

委託時間内に処理したこと，また，事故トラブルがあればその発生状況，内容，対応及びその他の必要事項を記入し甲に報告し，確認を受けること。

9 委託料の支払

委託料は毎月払いとし，契約金額を36で除して得た金額を毎月の委託料とする。ただし，1円未満の端数が生じるときは，最初の支払月に支払うものとする。月毎の業務完了報告書を提出し検査後，請求書を提出すること。

1 0 その他

- (1) 乙は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の定めるところに従い、委託業務の実施により知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。業務完了後も同様とする。また、当該秘密保守義務について別途覚書を締結する。
- (2) 警備員は、勤務中は名札等を着用し、勤務中は服装を正し、入所者等に礼儀正しく親切な対応をしなければならない。
- (3) 乙は、委託期間満了時には、次期受託者と円滑に業務の引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに係る費用は乙の負担とし、委託期間中に作成し使用したマニュアル等についても、甲及び次期受託者に無償で提供すること。
- (4) 労働基準法、警備員法、最低賃金法、個人情報保護法ほか関係法令を遵守すること。
- (5) 合鍵の複製や作成を厳に禁ずる。
- (6) 当施設には駐車スペースがないため、必要な場合は、警備員各自の責任において確保すること。

1 1 損害の補償及び免責事項

(1) 補償事項

① 乙は、委託期間中に、乙の警備員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）については、これを補償すること。

② 乙は、委託期間中に乙の警備員が被った損害については、これを補償すること。

(2) 免責事項

天災地変その他不可効力によるもの。